

第1 1回検討委員会についての委員意見及び質問

I 今後新たに展開する施策についての提言

1. 保育所待機児童対策について

意見

- ・11月4日、18日の会議では、確実に23年4月からの待機児童対策を議論すること。
1500人/5年、1年当たり300人分の保育定員を如何に増やすか、また、300人では不足する分の対策をどのように行うのか、市として明確な意思と計画を示すことが必須である。保育ママさん制度は新設されたものの、応募者の少ない現状及び1件あたりの預かり規模が小さいため、大規模な待機児童対策とはなり得ないことは明白である。無認可保育所利用者、施設に対する補助制度（市として管理・監督責任をきちんと持つ制度）の構築に関する議論が必須である。また、幼稚園の預かり保育に関する考え方についても同様にあり方委員会での検討が必須なものである。議論の時間をきちんと確保するように要請する。上述のような議題は、それぞれの専門家が揃っているあり方委員会の席でこそ検討が可能であり、適切であると考えている。これだけは何としても本委員会の会期中で議論されるべきである。
- ・他園の退職者の補充は待機児童対策には繋がらない。

質問

- ・今後の待機児対策が急務、待機児対策をどのように考えているのか。
⇒待機児童対策は、子育て行政にあって最重要の課題と考えております。次世代育成支援行動計画（あいプラン）後期計画で26年度までに、1500人の受け入れ増を計画し、民間保育園の新設・増改築による定員増と家庭的保育事業（個人実施型）の拡充に取り組んでおります。しかしながら、すでに900人（10月962人）を超える待機児童がいる中、今年度は390人の定員増を図る予定でありますが、23年度以降は、整備用地の確保などから、予定通りの整備が難しい状況です。市としましては、幼稚園の預かり保育や認証保育所制度の導入、家庭的保育事業（保育所実施型）など、多様なメニューによる効率的な対策に取り組むと考えており、検討委員会でご議論いただきたいと考えております。

2. 地域子育て支援について

(1) 拠点保育園の設置

意見

- ・拠点保育園が5園というのは、昨今の子育て支援充実の必要性を考えるに少なすぎる。公立保育園の対象園全園に耐震改修工事後、一時保育室を備え、地域の拠点園とすることが望ましい。理由は、子育て支援センターなどは、数が少ない上に施設が不便なところにあり、思うような支援効果を上げていないため、近場の公立保育園がもっと子育て支援機能を発揮すべきと考えるためである。また、一時保育室の整備と同時に、今ある一時保育の枠とは別に、入所とは別の期間保育の導入が検討されるべきである。
- ・ミニ子育て支援センターが市内5箇所（拠点保育園）に出来るのが本来は望ましい。開所日

に育児相談を毎日行っている、今の現状（保育園で育児相談できる事が周知されていない現状）では、何も変わらない。相談窓口に出向ける人の相談はより深刻、多くの子育て家庭の悩みは、子どもを遊ばせながら、実はうちの子・・・のパターンが多い。

2歳と生まれたばかりの下の子を抱えて、一番大変な時期に子育て支援センターを利用したというケースでは、利用した理由は、下の子を寝かせながら、上の子を遊ばせられる安心できる場所だから、であった。「いつ来ても良いよ」と、待っていてくれる安心できる場所が支援センターであり、安心する場所に安心する人がいて相談が出来るのではないか。

質問

・「実施のプロセス」の中の「拠点保育園（5園）を決定し」とあるが、拠点は5園でいいか。

⇒本市では、行政コミュニティを中部と東西南北の5地区としており、施設整備は行政コミュニティの単位で考えています。そのため、当面は行政コミュニティごとに拠点保育園を設置していきます。

(2) (仮称) 地域担当保育士の役割と配置

意見

- ・ 健診会場での育児相談については、臨床心理士の育児相談と並列での相談に賛成。地区担当保健師との連携により支援して欲しい。ニーズの多い3歳児健診も早めの実施をして欲しい。
- ・ 一次報告の中に児童虐待対策の強化が挙げられていたが、地域担当保育士の役割として、予防や回復のための親子支援を家庭児童相談室と連携して行うことを明記して欲しい。具体的業務内容として、グループミーティングの開催は出来ないか。グループミーティングはあいプランでも研究中でなかなか進まない状況ではあるが。
- ・ 保育士が在宅子育て支援を行うプランの理論構築が不十分である。保育士が在宅子育て支援を、保育園の中で子どもを受け入れて行うこと以上に、保育園を離れて発見の作業を行うことに対する必然性・効果が明確になっていない。そもそも健診会場で要支援の子ども、世帯を発見する仕事は保育士の所掌可能範囲なのか？さらに言えば、健診会場で何を以って要支援と判断し、家庭訪問までにつなげるのか、そこはきちんとした理論構築がなされ、慎重に判断されないと行政による決め付け、レッテル貼り等、権利侵害になりかねず、非常に危険であるとする。実際、要支援・要保護家庭は健診に出向いてくるのか？健診に来ない世帯の分析はどこまでなされているのか。健診会場での発見というプランそのものに無理があるのではないか？自分の経験や、周辺の保護者の意見からは、健診会場での発見は無理だろうという意見が多い。なぜならば、要支援状態であればあるほど巧妙に隠そうとするものだからである。
- ・ 保育士の子育て支援参加の裏づけとして、保育課の関与と責任範囲が明確でなければならない。児童家庭課との事務分掌、責任範囲の明確化と連携、それに基づく、保育士以外の民生委員児童委員、保健師、臨床心理士等諸専門家、また地域の子育て支援グループとの連携構築のスキームを明らかにすべきである。また、各保育園を中心とするのではなく、子育て支援センターを在宅子育て支援の中心に置くことを提言する。理由は、現存子育て支援施設の

中で、子育て支援センターが最も機能が不明確であり、実質的な効果につながっておらず、そのため逆に活用の余地があると判断されるからである。保育園は受け入れた子どもたちの保育で実際は一杯一杯ではないか。一時保育の拡大によって受け入れる機能を拡大することは、保育室と人員の手当てがあれば可能だと思うが、要支援・要保護の発見と家庭訪問等の情報・業務を保育園に持ち帰り管理することは実際には不可能ではないかと推測する。保育園には入所しない子ども達に対する園長権限というのも非常に不明確である上に、現場における情報管理の負担が大幅に増大するため、混乱を生じやすいと推測する。

それよりは、子育て支援センターに保育計画課の人員を移し、事務局体制を明確に構築した上で、在宅子育て支援の機能を集中させ、保育士をはじめ臨床心理士・保健師・民生委員児童委員といった各方面の専門家がそれぞれの所掌の中で得た情報を子育て支援センターに集中する体制を整備する方が実現可能性と実施効果が高いように思われる。子育て支援センターの本来的機能の充実、拡大のためには、現保育計画課の人員を充てるなどきちんとした事務局体制を構築し、責任を持った個人情報管理ができることが必須である。そのためにはセキュリティに配慮した情報インフラ整備も当然に必要になり、それは当然、予算に組み込まれるべきである。児童家庭課・児童家庭相談室がその機能を負う場合には、現在よりも大幅な児童家庭課内の事務局体制の強化が同様に必須である。

質問

・前回資料 25 ページ（2）健診会場での子育て支援について

現在健診会場では巡視・子育て相談を臨床心理士が担っているが、同様の役割を保育士も行うということか。

⇒臨床心理士は主に子どもの心や発達に着眼して、親子の関わり方を支援する役割を担っており、保育士は子育て全般について保護者を支援する役割があります。それぞれの専門性や役割の違いを活かして連携したいと思います。

・関連して、26 ページに「健診会場での子育て支援」で1歳半児健診に出張とあるが、24 ページ健診時の調査結果で「育児相談を希望する職種」では保育士への育児相談のニーズが高いのが3歳児健診となっている。要望の高い3歳児健診ではなく敢えて1歳半とした理由は。

「状況に応じて関わり先を増やす」の関わり先とは、3歳児健診や4ヶ月時健康相談の事か。

⇒健康診査時の調査結果から、1歳6か月から3歳までの間に、相談内容が変わることが想定されます。そのため、保育士への相談ニーズが高まる3歳の前の時点で保育士の相談があることを周知することが有効であると考えています。

また、1歳6か月の頃は、運動発達や精神発達、情緒社会面の発達が著しく、発達を促すためにも子育ての上でも、子どもとのかかわり方が大切になる時期です。そのような頃に、保育士により言葉かけや遊び方を通して、子どもとのかかわり方を指導することは、保護者の子育て支援として重要なことだと考えます。

・資料9の「健康診査会場の中での子育て支援」で「子どもの接し方や遊び方について支援す

るとともに、接し方が不適切または心配な親子に対しては～」と書いてあるが、具体的にどうやってこれを見つけていくのか。

⇒健康診査会場内の巡視や健康診査の待ち時間を利用した簡単な親子遊び、相談を通して、保育士の視点で、子どもとの接し方が不適切または心配な親子と関わりを持ったり、保健師、臨床心理士等の視点で見て保育士の関与が望ましいケースにも対応していきます。なお、専門職間の連携は不可欠であると考えています。

(3) (仮称) 地域子育て支援ネットワーク

質問

・保育園は児童福祉法 24 条で、日々保育に欠けている子の保育をする施設である。市の施策として、子育て支援策を立てる必要があるならば、市として、そもそも子育て支援の施設として設置した児童ホームの活用についてどのように考えているのか。これまでの議論で、児童ホーム、子育て支援センター、保健センター、児童家庭相談室など子育て関連施設の連携が強く求められていたが、どうなったのか。

⇒保育所保育指針において、保育士等の業務として「地域における子育て支援」が明記されています。児童ホームの業務と重なる面はありますが、連携し、地域担当保育士が児童ホームに出張することも視野に入れていきます。なお、様々な施設が連携して支援を行うことで、重層的な支援を行うことが重要であると考えており、そのネットワークづくり、システムづくりに向けて早急に検討していきます。

3. 公立保育所の機能強化

質問

・緊急的一時保育の緊急はどのような場合を想定しているか。

⇒今後、詳細について検討をしていきますが、現段階では保護者の急病、出産などのケースを想定しています。

4. 保育関係者の連携

(意見・質問なし)

5. その他

意見

・在宅子育て支援に対する考え方に、相互扶助の考え方が欠如している。行政による「上から目線」の支援、指導に偏っている。以前から、要保護世帯を対象としたグループワークの必要性があいプランでも、本委員会でも委員から指摘されていたが、今回もグループの視点が反映されていないと感じる。要支援・要保護の状況は多くは社会の中に帰属するグループがなく、社会から隔絶された環境下で起こるのではないかと推測されるが、そういった点について専門家の助言を得て、もっと効果的な支援方法を考え直す必要があるのではないかと。自身の経験から言えば、公立保育園に入所し、父母会活動に半ば強制的に参加させられてい

るうちに、気の合う仲間が見つかり、自身の子育てが不十分であることを自己批判するのではなく、容認できるようになり、先輩ママさんから子育ての助言、情報を得て安心することができるようになり、孤独な子育て状況を解消することができた。子どもの育て方、食べさせ方、衣服等あらゆることについて仲間から助言を得てきたのが実情である。そして、その経験から自身が第二子、第三子と子どもの数が増えるに伴い、次の子育て初体験のお母さん達に情報を提供できるようになってきた。

上述のように、何らかのグループに帰属し、群れの中で子育てする中で相互扶助が実現され、自立へ向かうというプロセスは非常に重要であると考え。決して保育士の先生だけが頼りではない。

よって、在宅子育て支援のプランについては、現案の保育士の地域派遣だけでなく、もう少し幅を広げ、深く検討していただきたい。提案には保健師、臨床心理士等専門家の助言、議論をきちんと踏まえていただきたい。また、今後、専門家を交えた協議組織を構築する中できちんと再検討されたい。公立保育園の民営化を代償としたにも関わらず、在宅子育て支援が実効性を上げないという事態が結果として生じることは容認しがたい。在宅子育て支援の実効性、実現性が保証されない限り、先に民営化ありきの議論であるという謗りは免れないのではないかと。十分な検証が望まれる。

- ・子育て支援の範囲に、家事の補助という考え方を入れているか。清潔な子育て環境、良質な食事の用意、子どもの世話というのは、精神的あるいは時間的な余裕のない保護者にとっては実に負担が重い。家事のやり方、子どもの世話の仕方がそもそもわからないという悩みと同時に、あれもこれもやらないといけないのにできない、という自責ストレスも非常に重く子育て状況に影響するものだからである。家事の補助が得られるだけで救われる保護者、子どもは多いのではないかと。そこから要支援の発見につながる可能性もあると思う。児童家庭課の事業の中で既に一部実施されていたと思うが、それを少しでも拡大することはできないか。
- ・外国人世帯への支援もきちんと今後の検討の中に入れてほしい。保護者の日本語の読み書き能力の問題から、生活情報から隔絶されることも多い。保育所に限らず、学校でもコミュニケーションの難しさから孤立しがちなように見受けられる。配布物の翻訳という程度でも、ある程度問題が解決できる場合が多い。国際交流関係ボランティア団体の協力を得ることで実現できないだろうか。

質問

- ・要支援・要保護という考え方の定義づけは。また、具体的にどのようなポイントを見て発見していくのか。

⇒ここで言う「要支援・要保護」は、法律上の定義ではなく、虐待・障害・母子家庭など支援や保護が必要な児童又は家庭を指しています。保護が必要な場合は、児童相談所や家庭児童相談室等が対応することになりますが、支援が必要と思われる児童、家庭に対し、地域担当保育士が支援するものです。具体的には、保育士から見た子どもへの接し方、保護者自身の悩みの内容、他の専門職から見た様子などから判断します。

II 公立保育所の民営化に関する意見・提言

1. 公立保育所の民営化に関する基本的考え方

(1) 民営化の目的

意見

- ・「民営化の目的」で「質の高い民間事業者の参入により、市全体の保育の質の向上を図る」としているが、公立保育園より民間事業者の方が質の高い保育をしているという事か。認可保育所は法律上保育の質に違いがないはず、これが委員会の立場だったはず。削除して欲しい。
- ・公立保育園の民営化については、市から考え方が示された現在においても、まだ議論不十分な点、不明な点、不確実な点が多々あり、必然性が明確とは言えないため、現段階の提案内容では民営化には賛成しかねる。

質問

- ・これまでの議論のなかでは、耐震整備の予算がないので、民営化し国の補助金を使って整備をするとの考えを示していたが、すべてを市の税金でまかない、耐震整備を行うとしている。8回までの議論は、どのように反映されているのか、どのような経緯で耐震整備すべてを市の税金で行うことになったのか。予算の裏付けはあるのか。

⇒構造耐震指標（I s 値）0.3 未満の4園と南本町子育て支援センターについては、緊急性が高いので、市が責任を持って整備する考えであります。2期以降についても、受託法人に多大な負担を強いることは難しいと考え、基本的考え方で示しました。しかしながら、民設による整備についても一次報告書でのご指摘のとおり、十分検討したいと考えております。

(2) 民営化の進め方

①民営化ガイドライン

意見

- ・他市では、有識者や保育関係者などを入れて、少なくとも1年ぐらいかけて民営化ガイドラインを作っている。世田谷区でもそのようにしたと聞いている。民営化を考えているならば、他市のガイドラインの寄せ集めのようなガイドライン（案）ではなく、船橋市民、保護者が納得するようなガイドラインを作成する必要がある。このガイドライン（案）は認められない。
- ・民営化に際して保育内容の質の低下は許されない。維持または向上が保障されることが必須である。
- ・民営化に際し、公立保育園で行ってきた発達支援保育、アレルギー対応給食は維持される必要がある。現在、在園している子どもたちが卒園した後も、維持されることは必要である。支援の必要な子どもの入所を抑制するような事態は市民として認めがたい。支援を必要としている子どもの数は増加傾向にあることを忘れてはならない。市の責任において私立保育園での看護師、栄養士の配置体制を整備することが必要である。
- ・市が推奨し、一部の園に導入してきた縦割り保育は、民営化後にもそのような保育方針を継

承させるのか。縦割り保育は一例であるが、市として推進してきた保育の論理の一貫性を保つことは重要と考える。受託法人に対して、どこまで保育内容・質の継承を求めることができるのか、その点は慎重な議論を行うべきであり、当該園の保護者の意思を最大に考慮し、反映できる確実な責任体制を示す必要があると考える。

質問

・ どの時点で決定されたガイドライン（案）なのか。

⇒今回お示ししたガイドライン（案）は、今後、有識者、公立保育園保護者、保育園関係者による（仮）配慮事項検討委員会で検討していただきたいと考えております。

②事業者選定委員会

意見

・ 民営化の前提には、当該保護者の納得あるいは賛成が必須である。十分な事前説明を行い、民営化ガイドライン、移行期・移行後の配慮事項に対して賛同を得ることが実施の条件となることは当然であるとともに、法人選定委員会に保護者が参加することも必須である。3名以上の保護者が参加することが適切である。偶数では賛否が分かれることがあるため、奇数が適切だろうと思われる。保護者を含めた委員が規定数以上反対して該当法人なしと判断された場合は、民営化そのものを見直すことが必要である。選定の結果、該当なしとなったにもかかわらず、民営化を強行した自治体では、その後の展開に大きな禍根を残している。民営化の強行はあってはならない。

③三者協議会

意見

・ 行政訴訟が起こることは市行政にとっても市民にとっても利のあることではない。当該保護者に対する説明は懇切丁寧に行い、慎重を期し、決して無理強いをしてはならないものとする。保護者の納得の得られない民営化は、民営化後の受託法人と保護者の関係、保育内容そのものに必ず大きな禍根を残し、子どもたちに対する悪影響となって現れるからである。

④移行後の市の責任

質問

・ 民間に移管して、運営についての問題（例えば、優良ではない法人が受託後に事件を起こしたり、労働問題から大量に保育士が退職したりするなど）が発生した場合、例えば職員だけ残して運営法人を変えるとか、問題ある法人から一旦市に返還する形を取り、その後再び募集を行い、受託する法人がなかったら公立に戻すとか、何らかの改善・救済措置を行政として責任をもって行うことはできるのか。もし、改善・救済措置を保証できないのであれば、民営化は一か八かの賭けになってしまい心配である。民間に移管した場合、市役所の指導監督権がどこまで及ぶのか、指定管理者と比較してどう違うのか資料に説明を追加してほしい。
⇒いずれも認可保育園であることから児童福祉法46条に基づき、立ち入り検査等を行います。

さらに、市は、引き継ぎにおいて、三者により決定した事項を、事業者が確実に履行しているか定期的に確認します。

(3) 民営化の手法

質問

・ 指定管理者による委託は、運営を委託しているだけで公立保育園であるから、例えば看護師栄養士の配置や加配の考え方などは、公立と同じ条件になるのか。既存・新設の私立保育園とは違う扱いになるのか。

⇒業務仕様書で保育の内容・職員配置などの条件を指示することができます。

・ 「民営化の手法」で、一番市が責任を負えない「移管方式」を選んだ理由。市の施策としては、「指定管理者制度での委託」として、市民や議会に公表していたにもかかわらず、何の会議にもかけず、部内の話し合いで決定して良いのか。答えて欲しい。

⇒平成20年3月に策定された船橋市実施計画（20～23年度）で「保育園の委託（指定管理者制度の導入を含む）を推進する」と示されたので、財政効果や経営の継続性・安定性、事業運営の自立性等を検討し、移管方式を提案しました。

・ 5園を民間に無償譲渡した場合、土地・建物は一応、市の資産だと思うので、市としてはいくらの損失を被ることになるのか。

⇒資産の評価は保育園の特定をしないとできませんが、建物・備品を無償譲渡した場合でも、認可保育所として使用する条件を付すことから、市としての損失はないと考えます

・ また、無償譲渡・貸付の法的根拠は何か。新設の保育園でも同様に市の土地を貸与している根拠は何か。考え方を知りたい。

⇒無償譲渡については、地方自治法237条（財産の管理及び処分）により議会の議決が必要です。貸付については、地方自治法237条（財産の管理及び処分）及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条により無償で貸し付けることができます。待機児童対策で民間保育園の整備を促進するため、市有地を無償で貸与しているものです。

(4) 設置・運営主体

質問

・ 指定管理者だと委託対象はどうなるのか。社福に限定するのか。

⇒指定管理者制度上は社会福祉法人以外でも委託対象となり得ますが、市が応募資格を制限し社会福祉法人とすることは可能です。

・ 議会の承認が必要かどうか。指定期間は何年にする考えなのか。

⇒業務の範囲や指定の手続き、管理の基準などを定めるため保育所条例の改正及び指定管理者の指定において、それぞれ議決が必要となります。指定の期間は地方自治法には特に定め

はなく、船橋市では施設に特段の支障がない場合の指定期間は5年間としています。

(5) 対象園の選定基準

(意見・質問なし)

(6) 民営化スケジュール

意見

- ・「民営化移行スケジュール」でH23年度4月より、対象園公表としているが、市はこれまで、「保護者の理解を得られない民営化はしない」と言っていたし、「まずは、該当園の保護者に知らせ、その後直ちに、職員団体に知らせる」と言っていたが、このスケジュールの中で、どの時点で該当園の保護者に知らせるつもりなのか。どの時点で、保護者の理解を得ようと思っているのか。あまりにも、拙速すぎるスケジュールで無理がある。
 - ・今後、議論未了の事項については、別途の協議体を設置し、慎重審議を行うことが必須である。あり方委員会終了後、3ヶ月で移行期に関する配慮に対する検討を終えることもスケジュール的に無理があると考え。余裕を持った検討スケジュールを確保すべきである。
 - ・民営化移行のスケジュールを平成29年という長い先まで設定することには無理がある。理由は、国の保育政策が非常に流動的であり、認可保育園というシステム自体に近年中に変更が行われる可能性が非常に高く、平成29年度の民営化プランを決めること自体、非常に無責任であり、行政コストの無駄である。また、5園民営化しなければならない必然性の検討が不十分であるため、それを前提にした議論を進めることも適切ではないとも考える。
- よって、民営化のプランは2園程度とし、中間評価、検討を行う期間を確実に設けることを提言する。中間評価によって、きちんと民営化後の状況を分析、評価し、改善点を明確化し、行政責任において確実に改善を行う必要があるからである。保育所の民営化についても、計画・実施・評価・改善のスキームを明確にする必要がある。評価後、改善が望めれば次に計画を進めることに対する市民の理解を得やすいと推測される。国の施策の方向性が中間評価の時点で明らかになっていれば、それに合わせてその後の方針を転換し、検討を進めることが可能になる。状況が流動的な事項について長期計画を立てることは不適切である。

(7) その他

意見

- ・市の提出した資料は、非常に細かく、慎重な議論を要する点が多々あり、さらに資料の不備、矛盾点も非常に多く、まだ議論に付す以前の段階の事項も多く含まれているにも関わらず、審議の時間は非常に不十分であり、委員として責任ある審議、提言は不能と考える。
- よって、最終報告の内容については「一次報告を受けて市が意見を作成した、」までに留めるべきである。委員から個別問題に対する意見が提出された場合は、委員意見を列挙しただけにしておくのが適切であろう。委員会としては市提出の考え方自体に対する承認を行うことはできないと考える。
- ・財政面の資料には多くの不備がある。民営化にかかる費用を検討する場合、1園レベルで公

民を比較しても意味を成さない。保育費全体から見て民営化が節約になり得ないという疑念を払拭することができないためである。委員会でも述べたが、異動した保育士の人件費が見えない。

また、局長以下、保育課長、児童家庭課長、その他事務職員の民営化にかかる人件費は年間給与の中に含まれているという答弁があったが、それは認識不十分である。年間給与の内のどれくらいが民営化に割かれているかを検証しなければならない。理由は、民営化というプランがなければ本来の保育行政、子育て支援行政の別途の検討を進めることができるからである。

さらに、受託法人の選定委員会にかかる費用、第三者機関による評価を実施する場合の費用、民営化後にかかる三者協議の費用等、民営化に関する次の協議体にかかる継続的な費用を計上せず、細かい検証が不足していることも資料の不備である。それら経費については毎年かかることを資料に表さないことは民営化予算の正当な評価を妨げる。また、これまでの保育計画課の人件費も初回の民営化費用に計上されるべきである。今委員会の中で訂正案を示すことができなくても、今後、市民に対しては詳細な資料を用意し、公開すべきである。

- ・民営化の前提には、先の会議でも述べたように、公私間格差の是正が必須である。従来、公私間格差が大きかったことは適切な状況ではなかったことを踏まえ、格差是正のための費用をきちんと計上することが必要である。受託法人の負担軽減という観点からも格差是正が必要であることは言うまでもない。
- ・私立保育園国庫負担金は、民営化タイムスケジュールのH25年には、一括交付金化されている見込みが、大いにあるのではないか。
- ・保育士の退職補充のための新規採用を抑制することには反対である。これまでも30名程度の退職に対し、半分程度の補充しかしてこなかった。それ以上に退職補充を抑制すれば、保育士の人員（年齢）構成に大幅なゆがみを与え、それは保育の知識・情報・経験の共有を妨げるものとなる。将来的に保育機能を大きく低下させ、保育の質を下げる要因となるだろう。それを容認することは市の保育責任の放棄とも言えるため、退職補充に民営化保育士を充てて新規採用を抑制することには反対する。

質問

- ・市負担分180,000千円の中に、正規保育士17人の人件費が含まれていると思われる、120人定員で、17人の正規保育士としているが、17人の内訳が知りたい。

⇒保育園により職員配置は異なりますので、保育士は、平成22年4月在籍の正規保育士455人/27園=17人とし、園長、主任を含む配置で、そのほか臨時保育士8人で、保育士25人体制で想定しています。

- ・私立保育園運営費補助金の中に、看護師、栄養士、支援児加配の正規職員としての給料分が含まれているとしているが、民営化した保育園のみに補助金を加算するのか、他の私立保育園との不均衡が生まれる。

⇒現行の保育内容・質の継続という考え方からいうと、受託園には、補助金の加算が必要と

考えております。

- ・ 一般財源約 66,000 千円の中に、地方交付税として、公立保育園分の運営費が含まれているはず、その額を知りたい。

⇒公立及び私立の保育所にかかる経費は、いずれも地方交付税のうち普通交付税の算定における項目（費目）に含まれています。なお、実際に交付される普通交付税額は、一定の計算方法による市全体の様々な経費の合計に対する様々な収入の合計について、不足となる額が交付されます。したがって、年により普通交付税は交付されないこともありますし、交付されたとしても、そのうちいくらが公立保育所分だというものでもありません。また、地方交付税は、用途を制限されない一般財源であり、実際に公立保育所にかかる経費のうち、いくら交付税を使っているとも言えません。

- ・ 36 億円の地方交付税の用途に保育、子育て関係は入っているか。使わないなら使わない理由を示してほしい。

⇒普通交付税の算定には、保育や子育て支援を含む市政全般にかかる経費が含まれており、今回交付される普通交付税についても、市政全体の中で活用してまいります。

- ・ 第 6 回あり方検討委員会において、会長が耐震における費用負担について、「公設・公営で行うのか、あるいは公設・民営でいくのか、……これを民設でやっていくというようなことは、行政的には議論されていることがあるのでしょうか」との問に対する事務局答弁で、「4 園と南本町子育て支援センターにつきましては、緊急性があるということで、今、公設での建て替えを進めているところでございます。その後の 24 年以降の計画の部分については、今後の検討」としている。この答弁を受け、会長が、「4 園は緊急性をもって、公立でそのまま市立保育園として建て直していく。……24 年度以降……市立保育園のままでやっていくかどうかについては、行政としてまだ議論していない……そのことについて議論しなければならない。」としています。4 園については、民営化を考えていないということか。

⇒構造耐震指標（I s 値）0.3 未満の 4 園と南本町子育て支援センターについては、緊急性が高いので、市が責任を持って整備します。その後の運営については、耐震整備とは切り離して、民営化についての基本的考え方にに基づき、総合的な見地から検討していきたいと考えております。

- ・ A 自治体など、民営化の政策を変更した自治体がなぜ民営化政策を変更したのか。

⇒A自治体

H17 年 6 月 社会保障審議会答申「保育所の民間移管」

H19 年 7 月 市立保育所民間移管計画（案）策定

H21 年 4 月 1 園民間移管

H22 年 4 月 2 園民間移管

→待機児童増加（H20. 4. 1 134 人、H21 同 223 人）

H21年3月 市保育所待機児童解消計画策定

→待機児童の解消が緊急課題で、受入れ枠の増大を図る必要が生じたため、対象3園については公立のまま併存させるものとし、待機児童の縮減や定員の弾力化率を低減することが可能となる時期に廃園するものとする。